

## 日曜日の数によって変わる年間休日数？

2012年度の休日（公休日・特別休日）が、120日ではなく119日となっている社員が多くいます。就業規則第64条（特別休日）の条文にある「日曜日の数」が原因です。

（特別休日）

第64条 特別休日は、1年間に、120日から当該1年間における日曜日の数を除いた日数を1箇月間に5日ないし6日の割合で付与する。

2012年度の日曜日は53日（通常は52日で5年毎ぐらいに53日）です。就業規則第64条から、特別休日は $120 - 53 = 67$ （日）となります。

公休日は、就業規則第61条で「特定4週間に4日になるように付与する」となっています。公休日は、特定4週間（28日間）毎に4日付与されていて、年間52日の付与となることが多いです。2012年度も52日の付与となっている社員が多くいます。

2012年度の特別休日は、就業規則第64条から67日です。

公休日が52日であれば、年間休日数は $67 + 52 = 119$ （日）となります。

## 年間休日を120日とすることが出来る！

会社は「就業規則通りで問題ない。121日となることもある」と回答しています。

しかし、日曜日の数によって変わる年間休日は問題です。

就業規則第64条の条文にある「日曜日」を「公休日」に変えれば120日となります。また、現行の就業規則でも公休日を53日付与すれば120日となります。2012年度の特定4週間の終わりの区切りは2013年3月27日から3月31日（特定4週間では4月23日まで）です。この5日間に公休日を付与すれば120日となります。新大阪駅営業二科の社員（17名）の勤務を見ると、5日間で公休日を付与された社員は1名しかいません。ところが、その5日間に全員が特別休日を付与され、2日も付与されている社員が8名います。いかに会社が年間休日を120日とすることにこだわっていないことがよくわかります。

## 年間休日は毎年120日付与すべきだ！

社員にとって休日は貴重なものです。1日でも少ないことは問題です。また、休日にQCや勉強会参加など会社による強要によって潰れることがあつてはなりません

皆さん！休日は、毎年120日付与されるもので、休日に会社の指揮命令下に置かれるものではありません。貴重な休日を会社の都合で使われたり、少なくされないように、共におかしいことについては「おかしい！」と声をあげましょう！